

前沢四丁目自治会運営細則（案）

第1条 会員（会則第2条関係）

- （1）会員は前沢四丁目に居住する者とし、1世帯1会員とする。
- （2）同一の家屋（共同住宅を除く）に居住する複数の世帯（2世帯住宅）は合わせて1会員とすることができる。
- （3）会員として自治会名簿に登録するものは、世帯員のうち自治会に届け出た代表者とする。
- （4）会員の世帯に属する者はすべて自治会の事業に参加することができ、かつ、慶弔見舞等の対象となる。
- （5）事情があって一時的に前沢四丁目以外に居住している世帯員（入院、施設入居、仕事上の赴任、学業等のため等）であっても、前項（4）を適用することができる。
- （6）転居、死亡等で居住する者がいなくなった会員は退会とする。ただし、一時的な非居住であって、戻ってくる可能性がある場合は、会員として継続できる。

第2条 協力会員（会則第2条関係）

- （1）前沢四丁目に住所を有し、代表者が当該事業所に居住していない事業所は、協力会員として加入することができる。
- （2）協力会員は、慶弔見舞等特定の個人を対象とする事業以外の自治会の事業に参加できる。
- （3）協力会員の会費は無料とする。
- （4）防災、防犯や福祉など、地域の共通課題について、自治会は協力会員と協定を結ぶことができる。

第3条 地区（会則第7条関係）

- （1）自治会に次の地区を設ける。

第1地区	29番～32番
第2地区	6番～10番
第3地区	5番、11番～13番、26番～28番
第4地区	23番～25番
第5地区	1番～4番、14番～22番
- （2）地区委員は各地区から選出することとし、定数は次のとおりとする。

第1地区	2名
第2地区	2名
第3地区	3名（うち1名はコープ野村花小金井とする）
第4地区	2名
第5地区	3名
- （3）地区委員の担当区割は別に定める。

第4条（会則第14条関係）

- （1）年度途中で加入する会員の会費は月割とし、10円未満の端数は切り捨てる。

- (2) 慶弔見舞等特定の個人を対象とする事業は、会費を納入した月から対象とする。

附則 本細則は平成31年4月〇〇日から施行する。

平成29年度第6回役員会確認事項（平成30年2月25日）

1 慶弔見舞金等の基準

- (1) 弔慰金（香典） 5,000 円
- (2) 長寿祝い（白寿、米寿、喜寿—暦年の誕生日の年齢による）
1,500 円を基準とする
- (3) 小学校入学祝い 1,000 円を基準とする
- (4) ふれあいプレゼント（暦年で80歳以上となる全会員）
300 円を基準とする菓子類（原則として市内福祉施設製造のもの）

注1 (2)、(3) 項は 200 円程度の幅を持たせる。

注2 (2)、(4) 項は敬老の日前後に贈呈する。ただし、贈呈日までに会員（またはその世帯員）でなくなった場合は贈呈しない。

注3 (3) 項は調査日（2月頃）以降転居などで会員（またはその世帯員）でなくなった場合であっても事情を勘案し、贈呈することができる。また、4月末までに新たな会員となった者は対象とすることができる。

2 他団体等への会費、寄付、募金の扱い

- (1) 他団体等に会費の支払いまたは寄付をする場合は、予算に計上し承認を得る。また、予算外で 5,000 円を超える会費、寄付等が発生した場合は、総会で事後承認を得なければならない。
- (2) 自治会として他者のために募金、義援金などを取り組む場合、預り金として処理し、その明細を決算書に記載する。

3 地区委員の担当区割

- 第1地区 A：29番1～3、18～21、30番、31番2～4、15～22、32番
B：29番3～14、31番6～15
- 第2地区 A：6番
B：7番～10番
- 第3地区 A：5番、11番～13番（コープ野村花小金井を除く）
B：26番～28番
C：12番（コープ野村花小金井）
- 第4地区 A：25番
B：23番～24番
- 第5地区 A：1番～3番、18番
B：19番～22番
C：4番、14番～16番